

ふるさとと名物応援制度

～アベノミクスの温かい風を全国津々浦々に～

地域資源の魅力を活かした「ふるさとと名物」をテコに地域活性化を実現するため、①商品開発や販路開拓に取り組む事業者に対する支援と、②「ふるさとと名物」の消費喚起を、車の両輪として進めることで、相乗効果を発揮。さらに、③「中小企業地域資源活用促進法」の改正で、こうした支援措置をより安定的・継続的な制度に発展させ、地方創生を強力に後押しする。

ふるさとと名物支援の3つの柱

①ふるさとと名物応援事業(中小企業対策費)

地域資源を活用した商品開発や販路開拓を行う中小企業・小規模事業者を支援し、地域発の魅力ある「ふるさとと名物」の供給を促進。

②ふるさとと名物商品・旅行券(地方創生交付金)

「ふるさとと名物」(商品・サービス)を販売する際の割引分を助成することで消費を喚起し、域外需要を掘り起こし。

③中小企業地域資源活用法の改正(法律)

「ふるさとと名物」の開発・販路開拓に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、小売事業者等との連携やブランド保護の取組を支援。また、これら事業者を支援するNPO法人等や、「ふるさとと名物応援宣言」で地域ぐるみの支援体制を整える市町村も支援。

<施策イメージ>

➡ 中対費 ➡ 交付金 ➡ 法律改正

